

新型コロナウイルス感染症（第6波・第7波）のまとめ

～ ⑫ 社会福祉施設、子ども関係施設 ～

担当：子ども関係施設等感染防止特命チーム、社会福祉施設感染防止特命チーム

1. 感染の状況
第6波から第7波にかけて、米子保健所管内の陽性者の数にほぼ比例して、社会福祉施設、子ども関係施設で陽性者が発生している。
2. 検査の状況
これらの施設においては、利用者、入所者、園児等（以下「利用者・園児等」という。）、職員、関係者に陽性者が1人でも発生した場合、当該陽性者の発症日（無症状の場合は検体採取日）の前日から起算して2日間の間に施設等で接触した者について、当該施設、利用者・園児等、保護者、家族の協力を得て、PCRによる行政検査を行うこととしている。
3. 療養の状況
陽性者の全数の入院で無くなって以降、入院の対象でない者は、宿泊療養又は在宅療養に移行した。施設に係る陽性者においても同様の対応であるが、次のような類型で整理される。 1) 社会福祉施設 ①入所系の施設（特別養護老人ホーム、グループホーム、老人保健施設、サービス付き高齢者専用住宅等） これらの施設での陽性者は、入院の対象でない場合、原則当該施設での療養となった。 コロナ＝入院ということが一般的であったため、当初は各施設での受入に難渋をした。特に高齢者施設においては、入院を希望する施設、家族が多かった。 施設での受入に際しては、防護具の供与やゾーニングや換気の指導を行うとともに、県の補助制度を活用したかかり増し経費の充当などの対応も行った。 しかしながら、精神系の障害において強度行動障がいの方の療養など、個別の方の状況に寄り添った対応も必要となるなど、類型化は困難であり、一件ごとのケースワークになっているのが実情である。 ②通所系の施設（デイサービス、ショートステイ、小規模多機能など） これらの施設での陽性者については、原則在宅での療養となった。しかしながら、実質的に入所に近いショートステイとデイサービスの組み合わせなど、入所系と同様の療養を行うことを促した例もある。 特にデイサービス利用者については、要介護度も幅広く、家庭内で家族が在宅療養の対応ができる場合は概ねその対応となったが、独居の場合に課題が生じた。さらには、認知症を患っている方については、病識が無く、さらには無症状の場合は尚更であり、外出せず在宅での療養を見守ることが難しい状況であった。 これらの困難案件については、担当のケースワーカー、施設、利用している他の介護サービスの事業者、家族（遠方在住者を含む。）と連携して、個別対応を行った。 ③訪問系の事業者（訪問介護、訪問看護等） これらの事業者においては、陽性者が職員の場合、利用者の場合に区分されるが、事例は少なく、前者の場合は、他の職員でのサービス提供の継続、後者の場合は、防護具等で完全防護して、陽性者への訪問を行っていただいた。 ④社会福祉施設に係るまとめ いずれも各施設のエッセンシャルワーカー、ケアマネジャーをはじめ多くの関係者の尽力で第6波、

第7波を乗り切った状況である。

また、ご家族による献身的な介護や見守りにも大きく助けられた。

さらには、完全に独居で家族もいない方については、近所の方が食事や見守りの支援をするなど、地域のつながりで療養を進めることができた例もある。

中には、認知症で病識が無く、外出してしまう方も少なからずおられ、地元警察や近所の方、ご家族の対応も大きな助けとなった。

2) 子ども関係施設

①保育園、幼稚園、認定こども園

これらの施設においても園児、職員、関係者に陽性者が発生した際は、施設、保護者の協力を得てPCR検査による行政検査を行った。

園児については、在宅療養が殆どであったが、一部保護者が同室で宿泊することを前提に宿泊療養を行った例がある。

また、園児の年齢、午睡の時間の関係もあり、マスク着用が困難な場合はマスクを着用させないということが原則となっている。そういったこともあり、陽性者が発生した場合、園内で広がってしまう例が複数生じた。そのため、登園時の健康観察を促すとともに、午睡の際は顔と顔が近くならないようにするなどマスク着用はしないという前提で可能な範囲での感染防止策を求めた。

さらには、年齢ごと、クラスごとに区分した保育など、感染の広がりを防ぐため複数の年齢、クラスが今後しないような保育等を行っていただいた。

②学童クラブ

この施設は、小学校の放課後の居場所としての施設であり、小学校での感染拡大との関係が強い。

また、民間学童においては、複数の学校の児童が一緒に活動することから、事実上、学校間の感染の橋渡しをしてしまう例もあった。

また、保育園等とも同様にクラス単位で区分した活動を促すなど、感染の広がりを防ぐ対策を要請した。

③子ども関係施設に係るまとめ

社会福祉施設同様、各施設の職員の方、保護者の方の協力により行政検査や療養が円滑に進んだ。

特に保育等の現場に携わる方については、通常の業務も多い中、行政検査への対応や施設内の消毒など陽性者発生時の対応のみならず、通常の業務の中でもコロナ前以上に園児等の体調把握やおもちゃ等の消毒、食事の際のパーテーション設置など負担が増えている状況である。

4. 米子保健所管内の福祉関係施設、子ども関係施設のコロナ対応の体制について

米子保健所の管轄区域である、県西部地区（米子市、境港市、西伯郡、日野郡）に所在する社会福祉施設、子ども関係施設の行政検査をはじめとするコロナ対応は、西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課が本庁の福祉保健部、子育て・人財局と連携して対応を行っている。

第6波においては、陽性者の増に伴う社会福祉施設、子ども関係施設のコロナ対応について、共生社会推進課のみでの対応は困難となり、西部総合事務所他局や本庁からの支援を受けて対応を行った。

当初、これらの支援は、共生社会推進課が行う施設等の調整に伴う検査キット配布、回収などの業務の補助であったが、途中から、本庁についてはクラスター対応や防護具配布、社会福祉施設での入所施設内療養の調整といった業務に切り分けての対応となった。

そのような中、これらの対応でも繁忙な状況が続いたことから、市町村連携や外部委託を行うとともに、業務フローの見直しを行った。

市町村連携は、子ども関係施設について、複数の公立保育所を持つ市町について役場での検査キットの保管配布を行うとともに、境港市については、民間の子ども関係施設に対しても検査キットの保管配布を行うこととした。

また、日野郡内の施設の利便向上のため、同郡内の施設は、西部総合事務所日野振興センター日野振興局で検査キットの配布を行うこととした。

さらに、民間委託により、検査業務について、検体回収、チェックを委託して、繁忙時間が重なり一時的に多くの人員を必要としていた業務を見直すことができた。

おって、全数把握の見直しに伴い、社会福祉施設の対応は殆どが本庁の福祉感染対策センターに集約され、共生社会推進課での対応は、自主検査が困難な施設の行政検査や抗原キット、防護具の配布のみとなった。子ども関係施設は、園児の年齢等もあり、自主検査が困難であることから引き続き行政検査の対応を行っている。

第7波後半はもとより、第8波においてもこれらの見直しが業務繁忙を防ぐ要因となっている。

5. 今後の課題と方向性

高齢者の方、障がいのある方の療養など、個別の問題は生じているものの、個々に丁寧に対応をしているところであり、理想的な解決策を講じることができれば良いが、困難であることから、従前どおり丁寧に個別対応を行うことが必要。

そのため、引き続き県組織内はもとより、外部の関係機関との連携、情報共有などにより、コロナ禍を乗り切っていくことが必要と考える。